

特定非営利活動法人グッドワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グッドワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府守口市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、冷凍食品事業を通じて、障がいをお持ちの方が社会に貢献する場を提供し、自立しながら共に発展していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
 - ③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務

を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前1号2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、次に掲げるものとする2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議が

あったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、所轄の都道府県に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示するとともに、ホームページに掲載して

行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【自社ホームページ及び内閣府ホームページ】に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	村 上 智 康
副理事長	中 井 宏 治
副理事長	西 野 滋 基
監事	中 西 ふ さ よ
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	1,000 円
	賛助会員	500 円
(2) 年会費	正会員	12,000 円
	賛助会員	6,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人グッドワーク

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	むら かが とも けん 村上 智 康		無
理事	なか い こう じ 中井 宏 治		無
理事	にし の しげ き 西野 滋 基		無
監事	なか にし よ きよ 中 西 よ きよ		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人グッドワーク
設立代表者 村上 智 康

1 趣 旨

障がいがあるというだけで、本人たちに適した社会参加の場が少なく、働く能力があるにもかかわらず就労が難しく、能力を発揮することができない人たちに対して、就労の機会を提供し、生活及び職業に関する訓練を行うとともに、障がいを持つ人たちの自立と社会参加の支援及び地域住民との交流に寄与することを目的とします。

そのようなことを踏まえグッドワークは、冷凍食品事業を通じて、障がいをお持ちの方が社会に貢献する場を提供し、自立しながら共に発展していくことをめざしています。

2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

私たちは、「働くことで、社会とつながる、みんなが笑顔になる」という想いのもと、障がい者の支援活動を行って参りました。より多くの障がい者が社会へと進出し、多くの方々への貢献を行えるように6年間以上活動を続けております。

今後さらに規模を大きく活動をしていくことも視野に入れておりますが、株式会社での運営ではかかる費用も多いことから、幅広く寄付やボランティアを受け入れる体制を整えたいと思いでNPO法人への法人化を検討し始めました。

令和6年2月には趣旨に賛同していただける同士も集まり、NPO法人化に向けた説明会を行い令和6年3月3日に設立総会を開き、今日の申請に至りました。

(定款にその他の事業が掲げられている場合の活動予算書)

初年度活動予算書

特定非営利活動法人グッドワーク

成立の日から令和7年3月31日まで (単位:千円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	12		
2 受取寄附金			
受取寄附金	6,000		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
就労支援事業費	15,700		
障がい福祉サービス費	10,081		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益			
経常収益計	31,793		31,793
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			
通信費	180		
荷造運賃費	0		
水道光熱費	0		
旅費交通費	600		
広告宣伝費	1,200		
接待交際費	600		
会議費	0		
事務消耗品費	1,200		
賃借料	0		
車両燃料費	1,200		
保険料	0		
租税公課	0		
リース料	360		
支払手数料	0		
支払報酬	540		
食材仕入れ	4,340		
研修費	360		
その他	5,425		
事業費計	16,005		16,005
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	6,000		
法定福利費	1,800		
退職給付費用	0		
福利厚生費	300		
人件費計	8,100		8,100
(2) その他経費			
通信費	0		
荷造運賃費	1,736		
水道光熱費	1,800		
旅費交通費	0		
広告宣伝費	0		
接待交際費	0		
会議費	360		
事務消耗品費	0		
賃借料	3,600		
車両燃料費	0		
保険料	180		
租税公課	300		
リース料	0		
支払手数料	1,200		
支払報酬	0		
食材仕入れ	0		
研修費	0		
その他	0		
管理費計	9,176		9,176
経常費用計	33,281		33,281
当期経常増減額	-1,488		-1,488
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0		
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0		
経理区分振替額	0		
当期正味財産増減額	-1,488		
前期繰越正味財産額	-1,488		
次期繰越正味財産額	-1,488		

(定款にその他の事業が掲げられている場合の活動予算書)

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人グッドワーク

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (単位: 千円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	12		
2 受取寄附金			
受取寄附金	6,000		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
就労支援事業費	52,000		
障がい福祉サービス費	10,081		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益			
経常収益計	68,093		68,093
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			
通信費	180		
荷造運賃費	0		
水道光熱費	0		
旅費交通費	600		
広告宣伝費	1,200		
接待交際費	600		
会議費	0		
事務消耗品費	1,200		
賃借料	0		
車両燃料費	1,200		
保険料	0		
租税公課	0		
リース料	360		
支払手数料	0		
支払報酬	540		
食材仕入れ	10,400		
研修費	360		
その他	13,000		
事業費計	29,640		29,640
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	12,000		
法定福利費	3,600		
退職給付費用	0		
福利厚生費	600		
人件費計	16,200		16,200
(2) その他経費			
通信費	0		
荷造運賃費	4,160		
水道光熱費	1,800		
旅費交通費	0		
広告宣伝費	0		
接待交際費	0		
会議費	360		
事務消耗品費	0		
賃借料	3,600		
車両燃料費	0		
保険料	180		
租税公課	600		
リース料	0		
支払手数料	1,200		
支払報酬	0		
食材仕入れ	0		
研修費	0		
その他	0		
管理費計	11,900		11,900
経常費用計	57,740		57,740
当期経常増減額	10,353		10,353
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0		
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0		
経理区分振替額	0		
当期正味財産増減額	10,353		
前期繰越正味財産額	10,353		
次期繰越正味財産額	10,353		

初年度事業計画書

成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 グッドワーク

I 事業の実施方針

グッドワークは、冷凍食品事業を通じて、障がいをお持ちの方が社会に貢献する場を提供し、自立しながら共に発展していくことをめざしています。

また、障がいがあるというだけで、本人たちに適した社会参加の場が少なく、働く能力があるにもかかわらず就労が難しく、能力を発揮することができない人たちに対して、就労の機会を提供し、生活及び職業に関する訓練を行うとともに、障がいを持つ人たちの自立と社会参加の支援及び地域住民との交流に寄与することを目的とします。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 就労継続支援事業

【内 容】 障がい者に対する就労支援

【実施場所】 大阪府守口市日向町6-25

【実施日時】 AM9:00~18:00

【事業の対象者】 発達(知的・ASD・ADHD)障がい者・精神障がい者・身体障がい者

【収 入】 15,700千円(就労支援事業)

6,000千円(寄付金)

10,081千円(障がい福祉サービス費(支援費))

12千円(正会員会費)

収入計 31,793千円(合計)

【支 出】 6,000千円(人件費)

1,800千円(法定福利費)

300千円(福利厚生費)

180千円(通信費)

1,736千円(荷造運賃)

1,800千円(水道光熱費)

600千円(旅費交通費)

1,200千円(広告宣伝費)

600千円(接待交際費)

360千円(会議費)

1,200千円(事務消耗品費)

3,600千円(賃借料)

1,200千円(車両燃料費)

翌年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人グッドワーク

I 事業の実施方針

グッドワークは、冷凍食品事業を通じて、障がいをお持ちの方が社会に貢献する場を提供し、自立しながら共に発展していくことをめざしています。

また、障がいがあるというだけで、本人たちに適した社会参加の場が少なく、働く能力があるにもかかわらず就労が難しく、能力を発揮することができない人たちに対して、就労の機会を提供し、生活及び職業に関する訓練を行うとともに、障がいを持つ人たちの自立と社会参加の支援及び地域住民との交流に寄与することを目的とします。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 就労継続支援事業

【内 容】 障がい者に対する就労支援

【実施場所】 大阪府守口市日向町6-25

【実施日時】 AM9:00～18:00

【事業の対象者】 発達（知的・ASD・ADHD）障がい者・精神障がい者・身体障がい者

【収 入】 52,000 千円（就労支援事業）

6,000 千円（寄付金）

10,081 千円（障がい福祉サービス費（支援費））

収入計 68,093 千円（合計）

【支 出】 12,000 千円（人件費）

3,600 千円（法定福利費）

600 千円（福利厚生費）

180 千円（通信費）

4,160 千円（荷造運賃）

1,800 千円（水道光熱費）

600 千円（旅費交通費）

1,200 千円（広告宣伝費）

600 千円（接待交際費）

360 千円（会議費）

1,200 千円（事務消耗品費）

3,600 千円（賃借料）

1,200 千円（車両燃料費）

180 千円（保険料）